

尼崎市立中央図書館カウンター等業務委託に係る 公募型プロポーザル提案募集要項

1 概要

(1) 件名 尼崎市立中央図書館カウンター等業務委託

(2) 目的

別紙1「尼崎市立中央図書館カウンター等業務委託仕様書」に定められた業務を契約期間にわたり最も効果的・効率的に遂行し、市民へのサービス向上に資することを目的とする。

(3) 業務内容

ア カウンター等業務（奉仕担当に係る業務、調査相談担当に係る業務、開館・閉館準備等業務、特別整理及び館内整理業務）

イ 図書搬送及び予約本回収等業務（北図書館及び尼崎市本庁舎は図書搬送業務のみ）

詳細は別紙1「中央図書館カウンター等業務委託仕様書」による。

(4) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

契約期間は1年間とする。ただし、業務遂行について特段の支障がなく、かつ、この事業の関連予算の減額又は削除がない限り、初年度を含めて3年間、初年度の契約金額と同額にて、同一事業者と契約の更新を行うことを基本とする。

(5) 実施場所

ア カウンター等業務

・中央図書館（尼崎市北城内27）

イ 図書搬送及び予約本回収等業務

図書館・図書室

・北図書館（尼崎市南武庫之荘3-21-21）

・中央北生涯学習プラザ（尼崎市東難波町2-14-1）

・中央南生涯学習プラザ（尼崎市西御園町93-2）

・小田北生涯学習プラザ（尼崎市潮江1-11-1-101）

・大庄南生涯学習プラザ（尼崎市大庄西町3-6-14）

・立花北生涯学習プラザ（尼崎市塚口町3-39-7）

・武庫東生涯学習プラザ（尼崎市武庫之荘8-1-1）

・園田西生涯学習プラザ（尼崎市食満2-1-1）

・ユース交流センター（尼崎市若王寺2-18-4）

返却ポスト

・尼崎市本庁舎（尼崎市東七松町1-23-1）

(6) 提案上限額

年額：43,204,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は予定価格であり、契約額を示すものではない。本業務委託にかかる予算は提案上限額を想定しているが、現時点での予定価格であり、市議会の承認が得られなかった場合は、業務の実施について変更する可能性がある。また、消費税及び地方消費税に変動があった場合は契約後であっても契約額を変更することがある。

見積額が提案上限額を超える提案は、提案内容に関わらず受け付けない。

2 参加資格要件

業務の実施に必要な能力を有するもので、企画提案書提出日において、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 仕様書に記載する全ての業務を円滑かつ確実に実行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 尼崎市契約規則第4条に規定する競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 尼崎市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者であること。
- (5) 自己または自社の役員等またはその経営に実質的に関与している者が、次の事項のいずれにも該当しないこと。
 - ① 宗教上の教義を推進し、支持し、またはこれに反することを主たる目的とする団体の構成員
 - ② 政治上の主義の推進し、指示し、またはこれに反することを主たる目的とする団体の構成員
 - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする団体の構成員
 - ④ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例13号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（同条例第2条第3項に規定する暴力団員をいう。）もしくは暴力団密接関係者（同条例第2条第4項に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制の下にある団体の構成員
- (6) 尼崎市長が代表者、またはこれに準ずる地位にある者となっている団体ではないと。
- (7) 法令等に違反していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立、また

は民事再生法（平成 11 年法律第 256 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立
がなされていない者であること。

(9) 代表者及び役員に破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者がいる団体ではな
いこと。

(10) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体で
はないこと。

(11) 財団法人日本情報処理開発協会が付与するプライバシーマークの使用が認定されて
いる者または本年度中に認定される者、もしくは ISMS（情報セキュリティマネジメン
トシステム）適合性評価制度における認証を受けている者または本年度中に認証を受
ける者。

3 質問書の提出に関する事項

(1) 提出書類

質問書（様式 1）

(2) 提出期限

令和 6 年 1 月 22 日（月） 午後 5 時

(3) 提出先

尼崎市立中央図書館 企画・調査担当

E-mail : c-tosho@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 提出方法

電子メールのみ。電話や訪問等、質問書以外の方法では受け付けないので注意す
ること。

件名を「尼崎市立中央図書館カウンター等業務委託に関する質問」とすること。

(5) 回答方法

令和 6 年 1 月 26 日（金）までに、事業者名を伏せたうえで尼崎市ホームページに
おいて、問い合わせ内容と回答を公開する予定である。

4 応募及び企画提案書等の提出に関する事項

(1) 提出書類

次のア～カの書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式 2）

イ 会社概要書（様式 3）

ウ 同規模自治体における類似業務の受託実績調書（様式 4）

エ 企画提案書（様式 5）

・様式 5 を表紙とすること。

・書類審査の資料とするため、「5 企画提案書作成要領」に従って作成するこ

と。

オ 見積書

- ・様式は自由とするが、業務に係る事業費の積算内訳を添付すること。
- ・提案する事業者の事業者印及び代表者印を押印した正式見積を提出すること。

カ 「2 参加資格要件(11)」を取得していることを証明する書類。

上記の提出書類は、紙に印刷された資料5部（正本1部、副本4部）を提出すること。ただし、見積書は正本1部を提出すること。

(2) 提出期限

令和6年2月2日（金） 午後5時

(3) 提出先

〒660-0826 尼崎市北城内
尼崎市立中央図書館 3階事務室

(4) 提出方法

事前に電話連絡のうえ、持参によること（郵送は認めない）。

(5) 留意事項

- ア 提案書類は返却しない。
- イ 受付期間後の提出、提出後の差し替え等は認めない。
- ウ 必要書類が不備の場合は、応募を受け付けない。

5 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書作成における留意事項

- ①企画提案書には社名やロゴマークを記載しないこと。
- ②内容様式は自由とし、項目（①～③）ごとにA4両面で2ページ以内とする。
- ③ページ番号を記載すること。
- ④文字の大きさは10.5ポイント以上とし、フォントは自由とする。

(2) 企画提案書作成項目及び評価基準

①業務計画

- ・責任者及びスタッフの人員体制（勤務ローテーション計画含む）
- ・欠員発生時の採用体制や、従事者に対するフォロー等の会社によるバックアップ体制

②研修体制

- ・新規採用者への教育体制
- ・基本的接遇、情報セキュリティ、危機管理などの研修実施体制

③その他自ら実施するサービス向上につながる提案事業など（該当提案がない場合は提出不要）

例：従事者内の司書率、委託業務の範囲内でサービス向上となった事例など

6 選考について

(1) 基本的な考え方

「尼崎市立中央図書館カウンター等業務委託事業社選定会議」において、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として決定する。また次点交渉権者も併せて決定する。

(2) 評価方法

企画提案書等提出資料及びプレゼンテーションの内容を、運営・業務実施、企画提案、経費について総合的に評価し、採点する。

選定にあたっては、本市が求める基準を満たした事業者のうち、市内事業者（市内に本社や本店等がある場合）又は準市内業者（市内に支店や営業所等がある場合）であれば一定の加点を行う。

(3) プレゼンテーション

①日時

令和6年2月中旬（企画提案参加者に別途通知）

②場所

尼崎市内（企画提案参加者に別途通知）

③内容

ア 1事業者あたり30分以内でプレゼンテーションを行うこと。別に30分以内の質疑応答時間を設ける。

イ プレゼンテーションの実施にあたり、プロジェクター、スクリーン及び電源以外のものについては、提案事業者で用意すること。また、プレゼンテーション審査を予定している会場はインターネットの接続環境がないため、インターネットを利用してプレゼンテーションを実施する事業者は、無線LANルーターを持参すること。

(4) 選考結果の通知

最後のプレゼンテーションが行われた日から1週間程度を目処に、提案した事業者に対して発送する予定である。

7 最優先交渉権者との協議・契約事項

(1) 最優先交渉権者との協議

選定された最優先交渉権者は、特別の理由がない限り、受託候補者に特定する。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって特定結果に影響がないかどうか十分考慮し、審査委員会に変更内容を報告すること。最優先交渉権者との協議が調わない場合は、本市は次点交渉権者と協議を行う。

最優秀提案事業者が契約締結までに、本要項2に規定する参加資格のいずれかを満たさなくなった場合又は事故等の特別な理由により契約が不可能になった場合等においては、審査委員会により選定された次点事業者を受託候補者とし、交渉を行う。

(2) 契約保証金

契約金額（年額）の100分の5以上とする。ただし、契約金額（年額）が300万円未満の場合は不要とする。また、尼崎市契約規則第32条の規定に該当する場合は全部または一部を免除できる。

(3) 支払条件

原則毎月払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内に指定口座に振り込む。ただし、協議により、年1回払い、年2回払い、年4回払い、年6回払いとすることもできるものとする。

(4) 機密事項

本市が提供した資料及び情報（個人情報を含む）や作業の中で知り得た情報の機密保持のため、別途、機密保持に関する誓約書を提出するものとする。

8 留意事項

- (1) 提案募集に参加する者は、本募集要項及び仕様書等を熟読し、遵守すること。
- (2) 企画提案書等の提出ならびにプレゼンテーション等に要する費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (5) 企画提案書等として提出される全ての資料は、審査以外の目的には使用しない。また、企画提案書等提出を受けた書類は返却しない。
- (6) 企画提案書作成において入手した市独自の情報等は適正に管理し、情報漏えい、不正使用がないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ① 「2 参加資格要件」を満たさない者から提案があった場合
 - ② 本募集要項に沿わない提案があった場合
 - ③ 仕様書の条件を満たさない提案があった場合
 - ④ 提案書の提出方法、提出先及び期限等示された条件に適合していない場合
 - ⑤ 提案書に虚偽の記載がある場合
 - ⑥ その他審査結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

9 問い合わせ先

尼崎市立中央図書館 企画・調査担当（担当：村澤、豊田）

〒660-0826 尼崎市北城内 27

（電話）06-6489-7065 （FAX）06-6481-2142

（E-mail）c-tosho@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上